

## 第5章 高齡者福祉計画

## 第5章 高齢者福祉計画

### 第1節 健康づくりと介護予防の一体的な推進

#### 1. 生活習慣病予防の取組との連携

##### (1) 生活習慣病予防の推進

###### 【事業概要】

高齢者が、生き生きとした高齢期を過ごせるよう、生活習慣病予防対策の実施計画である「特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳～74歳の国保加入者を対象とした特定健診、特定保健指導を進めると同時に、20歳～39歳の若い世代への健診受診勧奨、保健指導も行い、内臓脂肪症候群の予防や軽度段階での発見、重度化の予防を図ります。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40～74歳 国保特定健診	受診人数	人	6,189	6,378	6,486
	受診率	%	54	57	60
40～74歳 国保特定保健指導	修了者数	人	442	447	370
	実施率	%	65	70	70

健診の実施にあたり、巡回集団健診や医療機関での個別健診のほか、土日健診やナイト健診の実施を検討し、働き盛り世代(40～50代)の受診率向上を図ります。また、国保データベース「KDBシステム」を活用し、健診データと介護保険利用状況等の突合による、重症化予防や介護予防の分析・評価を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、積極的に取り組んでいきます。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業や健康づくり事業を連携し、生活習慣病予防及び重症化予防を進めます。

##### (2) 健康づくりの推進

###### 【事業概要】

「宮古島市健康増進計画 21」に基づき、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識を持ち、若い頃から健康づくりに取り組むようにするため、関係課及び地域の団体、関係者と連携して健康づくりの必要性や生活の中での取組方等について周知を行い、健康づくりの推進を図ります。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿健診受診率	%	32.0	32.0	32.0

長寿健診の受診率を上げるため、個別健診・集団健診について広報誌やチラシ等による広報活動を推進します。また、関係部署と連携し、令和3年度から開始する予定の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を推進していきます。

## 2. 高齢者の健康づくり

### 【事業概要】

健康教室や健康講座等を実施し、市民に対する健康づくりに関する情報の提供、健康増進のための環境づくりなどを行います。また、宮古島市健康増進計画に基づき、健康増進計画推進会議を年1回開催し、各団体等と連携を図りながら健康づくりを促進します。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康増進計画推進会議	回	1	1	1
健康増進課主催の健康教室および出前講座の開催(対象：成人)	回	1	1	1

健康づくりのための健康教室や健康講座について、今後も継続して実施していきます。また、健康増進計画推進会議を通じた関係団体との連携を図ります。

## 3. 介護予防の推進と重度化防止

### (1) 一般介護予防事業の推進

#### ① 介護予防把握事業

### 【事業概要】

平成27年度から委託している2か所の地域包括支援センターに寄せられる、関係機関等からの情報に基づきながら、要支援者の把握を行っています。また、地域からの把握を強化するため、民生委員・児童委員や自治会長、老人クラブなどへの介護予防把握事業の周知とネットワークづくりに取り組んでいます。

把握した情報は、生活機能低下の傾向のある高齢者の早期把握、要介護状態になることを防ぐための活動などに活かしています。

### 【今後の方向性】

把握したケースが年々、総合相談（包括的支援事業）と複合的に絡むことが増えていきます。一般介護予防事業で把握した情報等を、より適切な支援へと繋げていけるよう、情報共有とネットワークづくりを推進します。

## ② 介護予防普及啓発事業

### ア ワイドー教室

#### 【事業概要】

転倒防止予防の運動教室です。運動指導士による無理のないプログラムで介護予防と健康維持を図っています。また看護師を配置して健康相談もできる体制をとっています。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間開催回数	回	60	60	60

今後も事業を継続し、高齢者の健康づくり・介護予防・社会参加を推進します。講師の指導のもと、楽しく体操や運動を学ぶことで、生活機能低下リスクを軽減することを目指します。

### イ 生き生き教室

#### 【事業概要】

高齢者に対し、介護予防に資する知識の普及・啓発、運動器の機能向上、栄養改善を図ります。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	365	370	375

今後も事業を継続します。

### ③ 地域介護予防活動支援事業（通いの場事業）

#### 【事業概要】

高齢者の居場所づくりや、地域のつながり・支え合いづくりのため、地域住民が主体的に集い活動を行う「通いの場事業」を支援します。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場設置箇所数	か所	45	48	51
平良A地区	か所	5	5	5
平良B地区	か所	21	22	23
下地・上野地区	か所	5	6	7
城辺地区	か所	10	10	10
伊良部地区	か所	4	5	6

生活支援コーディネーターを確保することで、既設の「通いの場」の継続支援に努めます。また、地域の声ひろい、更なる「通いの場」の設置拡大に努めていきます。

### ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

#### 【事業概要】

支援を必要とする高齢者やその家族等に対するリハビリテーション専門職による訪問指導を今後も実施し、自立支援・重度化防止を図ります。

訪問介護や通所介護事業所へのリハビリテーション専門職の派遣による研修機会を確保します。また、リハビリテーション専門職の活用について、ケアマネジャーや事業所への周知を図ります。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理学療法士派遣件数		件	30	30	30
作業療法士派遣件数		件	15	15	15
言語聴覚士派遣件数		件	10	10	10
歯科衛生士派遣件数（委託）	個別	件	40	40	40
	集団	件	100	100	100
管理栄養士派遣件数（委託）	個別	件	40	40	40
	集団	件	20	20	20

### 【今後の方向性】

指導・助言にあたっては、感染対策を継続しながら事業を実施するとともに、現在協力してくれている専門職と協働して、事業の見学やモデリング研修を行うなど、関心度の向上や協力しやすい体制づくりに努めます。また、口腔・栄養については、「保健事業と高齢者の介護予防の一体的な実施」の一環として重点的な対策が求められているため、より一層の活動強化に努めます。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

### ① 訪問型サービスの推進（第1号訪問事業）

#### ア 旧介護予防訪問介護相当のサービスの実施

##### 【事業概要】

市が指定した事業所のヘルパー等が家庭を訪問し、利用者の生活機能の維持・向上を図るため、入浴、排泄、食事の介助等（身体介護）や家事サービス（生活支援）を提供します。

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用件数	件	2,200	2,200	2,200

##### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。

#### イ 緩和した基準による訪問型サービスの実施（訪問型サービスA）

##### 【事業概要】

市のサービス基準を設定し、介護予防を目的として、民間事業所等に所属する一定の研修を受けた者（訪問介護員）が家庭を訪問して、家事サービス（生活支援）を提供します。

##### 【今後の方向性】

今後は、委託先をシルバー人材センター等を含め検討していきます。

#### ウ 住民主体の支援による訪問型サービスの実施（訪問型サービスB）

##### 【事業概要】

地域住民の助け合いや、有償・無償のボランティアによる生活援助を主体として、掃除、洗濯、買い物、調理などの日常生活の援助を行います。

##### 【今後の方向性】

生活支援コーディネーター等と連携し、協議体等を活用しながら地域のニーズに即した事業の在り方について検討を進めます。

## エ 短期集中型の訪問型サービスの実施（訪問型サービスC）

### 【事業概要】

対象者が自身の生活機能の低下等を自覚して自ら介護予防に意欲的に取り組み、社会参加が促進されるよう、保健・医療の専門職による指導を、短期(3～6ヶ月)集中型で実施し生活機能の向上を図ります。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用件数	件	2	3	4

生活機能の低下により社会参加が乏しくなったり、在宅生活が難しくなったと感じる高齢者に、サービスが提供できるよう、ご家族や関係機関へ事業の周知に努めます。

## オ 移動支援サービスの実施（訪問型サービスD）

### 【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援で、主にボランティアが主体となって外出時に移送前後の補助を行うサービスです。

### 【今後の方向性】

関係機関、協議体等を活用しながら地域のニーズに即した事業の在り方について検討を進めます。

## ② 通所型サービスの推進（第1号通所事業）

### ア 旧介護予防通所介護相当のサービスの実施

#### 【事業概要】

市が指定した事業所(施設)に通い、食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等を行うほか、自宅までの送迎サービスの提供を行います。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	2,700	2,700	2,700

今後も事業を継続します。

### イ 緩和した基準による通所型サービスの実施（通所型サービスA）

#### 【事業概要】

市のサービス基準を設定し、市が指定した事業所の職員や補助ボランティアによる運動や介護予防プログラム（口腔・運動・栄養）の提供を行います。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	39	39	39

コロナ禍による外出自粛によって一時的に運動機能が低下している高齢者が増えており、今後通所型サービスA事業の役割は大きいと考えます。

フレイルに陥っている高齢者とその家族に、事業の周知が進むよう広報に努め、介護予防から自立にむけて一連の取組を進めていきます。

### ウ 住民主体の支援による通所型サービスの実施（通所型サービスB）

#### 【事業概要】

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ、助成などを行います。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス事業実施団体数	件	2	2	3

生活支援コーディネーター等と連携し、協議体等を活用しながら地域のニーズに即した事業の在り方について検討を進めます。



## エ 短期集中型の通所型サービスの実施（通所型サービスC）

### 【事業概要】

日常生活に支障のある生活機能を改善するために、利用者の個別性に応じて、専門職（看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士など）が関与したプログラムを、短期間で集中的に実施するサービスです。

### 【今後の方向性】

地域のニーズに応じた、専門職によるサービス提供の方法について検討していきます。

## ③ 介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

### 【事業概要】

介護予防プラン作成が円滑に推進できるよう、地域ケア会議等を活用した自立に向けた適切なプラン作成を支援します。

事業所に委託したプランが適切な方法で作成されるよう、介護予防プランの委託に関するマニュアル（評価基準など）を作成し、これに基づいて指導監督を実施します。

### 【今後の方向性】

地域ケア会議等を活用して、高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、適切な介護予防プラン作成を支援します。

## 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

### 【事業概要】

フレイル等にならないための介護予防と、疾病予防・重症化予防を一体的に実施するために、KDBシステム等を活用し、地域の健康課題の整理・分析や、フレイルの可能性のある高齢者等で支援すべき対象者の把握をして、高齢者が健康で過ごすための個別的支援や、通いの場等への積極的な関与に向けた取組を行います。

### 【今後の方向性】

栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行うとともに、高齢者の通いの場づくりを支援し、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

## 第2節 介護保険給付サービスの推進および適正化

### 1. 介護人材の確保

今後、高齢者人口の増加、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする人の増加が見込まれる一方で、現役世代（介護を支える働く世代）の人口減も続いており、介護人材が不足していくことが見込まれます。

サービスごと、職種ごとの人材不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人材不足対策を進めることが必要です。

介護職が重度の要介護者に適切なサービス提供ができる体制を整備するために、要支援者や総合事業対象者等軽度者の生活支援（家事援助、見守り、交流の場など）を、民間事業者や住民、ボランティア、NPO法人等が担える仕組みを検討するとともに、勉強会を開催するなど新たな担い手の育成に取り組んでいきます。

また、介護人材を確保していくためには、介護職の定着に向けた取組が重要なことから、介護ロボットやICTの活用などによる業務の効率化や介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられるような環境づくりが必要となります。

そのため、介護に必要な研修に要する経費に対する助成などを検討していきます。

### 2. 介護保険給付サービスの適正給付

#### (1) 介護給付適正化事業

##### 【事業概要】

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することが目的です。介護給付の適正化を図ることで、不適切な給付を削減しつつ利用者に対する適切な介護サービスを確保することにつながり、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増加を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の実現に資するものです。

##### 【今後の方向性】

サービスの適正給付を図るため、認定と給付のチェックをより一層強化していきます。具体的には、各事業所の給付状況等の情報を適宜把握し、ケアプランの内容チェックとケアマネジャーへの指導を行い、サービスレベルの向上に努めます。

## (2) 介護認定業務の充実

### 【事業概要】

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市職員等が訪問又は書面等の審査により点検します。

### 【今後の方向性】

県主催の調査員研修会や市町村保健師業務研究会への参加などを通じて、他市町村との情報交換を密にするとともに調査員間での意見交換を促進し、調査員として、より一層の資質向上を図ります。

## (3) 低所得者対策

### 【事業概要】

低所得者や生活保護受給者に対し、社会福祉法人等が社会的な役割を担い、利用者負担を軽減するための取組です。

### 【今後の方向性】

今後も事業を継続できるように社会福祉法人等に働きかけを行います。

## 3. 介護保険サービスの質的向上と提供量の確保

今後、高齢者人口の増加、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする人の増加が見込まれる一方で、現役世代（介護を支える働く世代）の人口減も続いており、介護人材が不足していくことが見込まれます。

引き続き県と協力のうえ、介護人材の確保とサービスの質的向上と提供量の確保に努めます。

### 第3節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

#### 1. 地域包括支援センターの運営と機能強化

##### (1) 地域包括支援センターの機能向上

###### 【事業概要】

市で作成した地域包括支援センターの運営基準に基づき、委託先への指導・監督を今後も実施するとともに、運営協議会の実施及びセンター相互の連携・市とセンター間の連携を緊密にとりながら、センター機能の質を確保します。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター運営協議会開催数	回	2	2	2

地域包括支援センターの委託型での実施を今後も継続し、地域に根付いた包括的支援を推進します。また、必須専門職の人員枠を増やし、増加する高齢者への対応と業務へ支援が行える体制に努めます。

運営協議会では、報告事項はまとめて行い、地域の課題や意見交換が優先して行えるよう更なる充実に努めます。

##### (2) 介護予防ケアマネジメント事業の充実

###### 【事業概要】

介護予防事業に関するケアマネジメント業務と介護保険の要支援者に対するケアマネジメントについて、適切なマネジメントが行えるように資質向上を図ります。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員支援への相談件数	件 (延べ)	60	60	60

自立支援に資するケアマネジメントが行えるよう支援と資質向上に努めます。また、介護保険サービスの活用だけでなく、地域、民間施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用推進により、自立に向けた支援を実施していきます。

### (3) 相談支援体制と連携の強化

#### 【事業概要】

2か所の地域包括支援センターの連携のほか、社会福祉協議会の「ふれあい福祉相談室」や民生委員による地域での相談、ケアマネジャーが受ける相談などとも情報の共有、連携を図り、地域における高齢者への相談体制の強化、ネットワークの充実に努めます。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体連絡会開催回数	回	12	12	12

地域包括支援センター、関係する他部署・機関、生活支援コーディネーターとの情報交換や協議の場を設け高齢者への相談体制の強化とネットワークの充実に努めます。

### (4) 権利擁護の推進

#### ① 高齢者虐待予防への対応強化

#### 【事業概要】

高齢者虐待防止ネットワーク会議のもと、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関の連携を密にし、情報・事例の共有を図るとともに、ケース会議を通して高齢者への虐待に対する迅速で適切な対応を行ないます。

毎年実施している施設向けの高齢者虐待予防の研修を、今後も継続して実施し、高齢者虐待防止の啓発を図ります。また、地域への虐待に関する知識の普及啓発や通告義務の周知を図り、地域と連携した虐待防止や事例把握を行ないます。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催回数	回	1	1	1

高齢者虐待防止ネットワーク会議を継続して開催し、参画する関係機関との連携体制の維持向上に努めます。また、被虐待高齢者の緊急保護のため、市内老人福祉施設等との協力体制を強化し、権利擁護事業に携わる職員の人材育成・資質向上を図ります。

これまで実施している高齢者の権利擁護についての地域住民向け普及啓発活動は、引き続き地域包括支援センターを中心に展開していきます。加えて、介護従事者等への普及啓発については、コロナ禍での経験も踏まえた情報発信の方法を検討し、実施に努めます。

## ② 成年後見制度利用支援事業

### 【事業概要】

高齢者の権利や利益を保護するため、施設や福祉関係者、地域住民等に対し成年後見制度とその利用について、講演会やパンフレット配布等で周知を図ります。

また、成年後見制度の利用が適切であると認められる者で、利用に係る費用負担が困難な者に対し、申し立てに係る費用や後見人の報酬の全部又は一部が助成できるよう、成年後見制度利用支援事業を行うとともに、事業の周知を図ります。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見市長申立の実施件数	件	2	3	3

制度利用にかかる費用の助成や申立手続きの支援を継続して実施し、支援を必要とする方を制度利用に結びつけられるよう努めます。また、社会福祉協議会による法人成年後見とも連携し利用者への支援等を行います。併せて、周知広報についても継続して行きます。

## (5) ケアマネジメント支援の充実

### 【事業概要】

適切なケアマネジメントを行うため、人材の確保や研修会、個別事例の相談、事例検討会の開催等を通じて、地域のケアマネジャーの後方支援と資質の向上を推進します。

### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。

## (6) 地域ケア会議の充実

### 【事業概要】

個別ケースの自立支援や重症化予防支援について検討する「地域ケア個別会議」を、地域包括支援センターと共催し、地域課題の抽出をします。また、「全体地域ケア会議」にて、個別ケースの検討から地域で積み上がった課題やニーズを分析し、関係機関の情報共有を図っています。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議	実施回数	回	40	40	40
	検討事例数	事例	120	120	120
全体地域ケア会議	実施回数	回	2	2	2

これまで同様、個別ケースの検討を多面的な専門職の参加により自立支援の充実に努めます。また、積み上げてきた課題の整理・分析した結果と、新たな社会資源の開発や既存サービスの改善を検討する「地域ケア推進会議」の実施を目指します。

## 2. 在宅医療・介護連携の推進

### 【事業概要】

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供を目指します。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域住民への普及啓発の機会	回	1	2	2
介護関係者の研修等	回	1	2	2

行政と医療・介護関係者が顔の見える関係を築くとともに、意見交換を行うことで、特に医療体制が脆弱な離島における独自の連携構築に向けての取組を行っていきます。また、近年の感染症発生動向も踏まえ、関係機関と連携し、医療と介護関係者の情報共有と感染症拡大防止を推進していきます。

## 3. 生活支援サービスの基盤整備と充実

生活支援サービス利用者と提供者(団体やNPO、ボランティア等)との利用調整を行うコーディネーターの配置、協議体の設置等により、生活支援サービスの体制整備を行います。

### (1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置と活動の推進

#### 【事業概要】

地域における高齢者生活支援・介護予防サービスの提供体制整備を推進するため、今後も、生活支援コーディネーターを市全域(第1層協議体)及び日常生活圏域(第2層協議体)に配置し、既存の取組・組織等と連携しながらコーディネートを行い、介護予防や地域の通いの場など、高齢者の生きがいがづくりや生活支援の向上を目指します。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層コーディネーター配置人数	人	1	1	1
第2層コーディネーター配置人数	人	3	3	3

日常生活圏域ごとに配置する第2層コーディネーターの安定した配置に努めていきます。また、他市町村の動きも参考に役割分担を明確化し、地域における一体的な高齢者の生活支援体制整備を図ります。

## (2) 協議体の設置推進

### 【事業概要】

生活支援コーディネーターと様々なサービス提供主体等が参加する協議体（第1層協議体及び第2層協議体）を設置し、地域の実態や課題を把握するとともに、課題への解決策の検討・協議を行い、高齢者の社会参加や介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

### 【今後の方向性】

生活支援コーディネーターの配置に努め、第2層協議体の実施につなげるとともに、今後は徐々に参加者を増やし、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような協議体の開催につなげます。現在、日常生活圏域の第2層協議体は2か所となっていますが、5つの日常生活圏域全てへの設置に向けて取り組みます。

## (3) 食の自立支援事業（地域支援事業・任意事業）

### 【事業概要】

在宅の独り暮らし高齢者または高齢者等の居宅を訪問して、栄養バランスの摂れた食事を定期的に提供するとともに、利用者の安否確認を行う事業です。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	135	140	145

食の確保による栄養状態の維持や改善に役立っていることから、今後も、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

また、配食の回数増加や土曜日・祝祭日の提供及び食事内容など、利用ニーズを把握しながら対応を図ります。

## (4) 寝たきり老人等日常生活用品給付事業（包括的支援事業・任意事業）

### 【事業概要】

在宅の寝たきり高齢者及び在宅の認知症高齢者に対し、日常生活用品を給付し、介護者の経済的負担の軽減等を図る事業です。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	94	99	104

今後も事業を継続します。



(5) 軽度生活援助事業（市の単独事業）

【事業概要】

在宅で一人暮らしの高齢者等が、要介護状態にならずに健全で自立した生活を営めるよう、簡易な生活の支援を行っています。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	4	6	6

サービスメニューに沿った支援者の発掘・育成を進めます。

(6) 高齢者外出支援タクシー利用助成事業（市の単独事業）

【事業概要】

65才以上の一人暮らしの方や、65才以上の方のみの世帯の方で条件に当てはまる方々を対象に、タクシーを利用する際の初乗り相当分チケットを支給します。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	92	95	98

自動車免許を返納した高齢者への支援を検討します。

(7) 訪問理・美容サービス事業（市の単独事業）

【事業概要】

出張による理美容サービスを提供する事業です。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	8	10	12

周知・広報により利用促進を図るとともに、理容店の更なる拡充、サービス内容の充実を図ります。

(8) 老人日常生活用具給付等事業（市の単独事業）

【事業概要】

要援護高齢者や一人暮らし高齢者等に対し、電話機などの日常生活用具を給付する事業です。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	12	12	12

今後も事業を継続します。

(9) 生活管理指導短期宿泊事業（市の単独事業）

【事業概要】

要介護認定を受けていない高齢者への短期入所サービスです。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	2	4	6

市広報やケアマネ連絡会などを利用して周知を推進し、利用の促進を図ります。

(10) 家族介護慰労金支給事業（市の単独事業）

【事業概要】

在宅での家族介護者への慰労金支給を行う事業です。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	1	1	1

利用が少ない状況であることから、制度の周知及び要綱を見直し、利用の促進を図ります。

(11) 老人保護措置事業（市の単独事業）

【事業概要】

65歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホームに措置入所させる事業です。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	4	4	4

宮古島市老人ホーム入所措置判定委員会で検討します。

(12) 高齢者見守り事業（包括的支援事業・任意事業）

【事業概要】

医療機関や訪問介護事業所連携の下、24時間365日対応の定期巡回・随時対応サービスにより高齢者が住み慣れた地域で安心した生活の継続を支援します。

【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	人	118	120	122

今後も事業を継続します。

(13) 就労的活動支援コーディネーターの配置

【事業概要】

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動に関する取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置する事業です。

【今後の方向性】

地域団体や民間企業等と協力し、高齢者が活躍できる就労的活動の場を増やせるよう、需要と供給をマッチングする取組の強化と、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置を検討します。

## 4. 支え合いの地域づくりの推進

### (1) 安心して住み続けられる地域ネットワークの構築

#### 【事業概要】

近年、地域での横のつながりが希薄となっていますが、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等には閉じこもりがちで見守りが必要な方もあり、行政による支援だけではなく、身近な地域における福祉の力が必要となっています。

このため、老人クラブ連合会と社会福祉協議会との連携により、各地区の自治会、民生委員・児童委員、単位老人クラブ、婦人会等との近隣見守り援助活動や道路清掃、花植え等の活動を通して、地域の支え合いネットワークの充実を推進します。

高齢者の見守り(安否確認)や閉じこもり防止(介護予防)、虐待防止のための訪問・見守り活動を推進し、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小地域ネットワーク協力員 会議	開催箇所数	か所	30	30	35
	開催回数	回	30	35	40
	活動者数	人	350	350	350

市域全体を網羅した見守り活動に囚われることなく、自治会を中心とした区域を基本にしながら、自治会組織のみでなく、地域のサロン活動や老人クラブ各地区支部との連携や、通いの場事業、いきいきふれあいサロンの活用等、地域の様々な団体や社会資源との連携による、草の根的な見守り活動の拡大に取り組んでいきます。

## 5. 福祉教育の推進

### 【事業概要】

社会福祉協議会が実施している、小・中学校に対する福祉講話や福祉体験学習等の福祉教育活動を推進するため、活動への支援と協力を努めます。

小・中学校で福祉教育活動への取組が強化されるように、関係機関に働きかけを行っています。また、学校においては、高齢者等との交流活動を通して、他人を思いやる心や豊かな人間性の育成に努めるなど、生命の尊重や人権を尊重する心を育むための人権教育を進めています。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハンディキャップ体験学習実施回数	回	10	10	10

体験学習や福祉講話を小中高生のみでなく、一般企業・団体へ広げていくことで、様々な分野で高齢者や障がい者等への適切な対応や、障がいへの理解が深まると考えられることから、引き続き各学校のほか、地域の企業・団体に対し、体験・福祉講話への参加を促進します。

## 6. 地域における多様な担い手の育成・確保

### (1) 地域人材の確保

#### 【事業概要】

自治会や民生委員、ボランティア、NPOなど、地域団体に地域福祉の向上への理解を求め、協力を得て、地域福祉ネットワークに参加していただくなど、地域人材の確保に努める事業です。

#### 【今後の方向性】

安心して住み続けられる地域ネットワークの構築に向けた取組の中で、地域のリーダーとなり得る人材の養成や確保に努めます。

### (2) ボランティアの育成支援

#### 【事業概要】

社会福祉協議会が中心となって実施している、ボランティアの育成やボランティア活動推進校への活動支援、地域への認知症サポーター養成講座開催などについて、支援を図るほか、シニア世代(大人対象)へのボランティア講座や福祉講話の開催を促進します。

今後も社会福祉協議会と連携し、ボランティア希望者が気軽に参加、活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を広げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを行います。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティアの募集・マッチング	回	5	10	10
ボランティア活動保険の加入事務	か所	45	60	65
ボランティア団体助成金	か所	20	20	20

ボランティアセンター機能を強化しながら、地域のボランティア情報の発信、ボランティア団体との連携をより密に行えるように取り組んでいく必要があります。

また、個人や団体等のボランティア活動を支援できるよう、ボランティア活動に関する相談に応じていける人材育成も併せて進めます。

### (3) 児童生徒のボランティア活動の充実

#### 【事業概要】

次代を担う子どもたちが、ボランティアを身近に感じ、気軽に参加することができるよう、社会福祉協議会と学校の連携で児童生徒の発達段階に応じたボランティア体験等実施しています。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サマーボランティア体験学習	回	1	1	1

ボランティア体験学習カリキュラムの中で、施設でのボランティア体験を行っていますが、今後は施設のみではなく地域活動への参加を取り入れ、地域の子どもたちが地域活動に目を向けて、自分の暮らす地域について考えて行動できるような内容を検討します。また、学校、社会福祉協議会との連携をより密にし、児童生徒の発達段階に応じたボランティア体験学習やボランティア活動への参加等の取組の充実を図ります。

#### (4) 高齢者によるボランティア活動の参加促進

##### 【事業概要】

高齢者がボランティア活動に参加することを促し、地域の中での役割(地域貢献)と生きがいづくりの推進を図ります。また、男性の参加者が少ないため、参加促進のため活動内容等の検討・研究を行っています。

##### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場箇所数	か所	33	34	35
いきいき百歳体操実施箇所数	か所	33	34	35

通いの場やサロン活動等の実施が少ない地域があり、そういった地域でボランティアの確保ができるよう、地域の老人クラブや民生委員への周知、広報を図ります。

また、通いの場のみ実施の地区、いきいき百歳体操のみ実施の地区があるため、介護予防等の視点からも両方を開催できるように声かけを行います。

## 第4節 認知症施策の推進

### 1. 認知症への理解と知識の普及

#### (1) 認知症への理解と知識の普及

##### 【事業概要】

認知症に関する理解や正しい知識の普及のために、市広報紙や市公式ウェブサイトの活用に加え、認知症に関するイベントを開催するなど、認知症に関する情報の普及啓発に取り組んでいます。

##### 【今後の方向性】

広く市民に対して認知症に関する正しい理解と、認知症の人の思いを踏まえた支援の方法等を普及・啓発していきます。

#### (2) 認知症サポーターの養成

##### 【事業概要】

認知症キャラバン・メイトによる地域住民や施設、企業等を対象とした「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

##### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター養成講座開催回数	回	5	5	5

地域住民向けサポーター養成講座の開催、児童生徒向けキッズサポーター養成講座の開催を引き続き実施します。

### 2. 認知症高齢者とその家族への支援体制の整備

#### (1) 認知症の早期診断・早期対応体制の充実

##### 【事業概要】

認知症の初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」やコーディネーターとしての役割を担う「認知症地域支援推進員」が、認知症の人や家族に関わり、相談や家族支援、アセスメントなどを行う体制の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員について広報を行い、認知症を早期に支援する体制の周知と理解を図ります。



### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初期集中支援チームの対応件数	件	65	65	65

引き続き、認知症初期集中支援チームの活動を実施し、認知症の人やその家族が必要な医療や介護サービスに繋がる事ができるよう、集中的・包括的な支援に努めます。また、認知症地域支援推進員による家族介護者への相談対応、認知症への理解を促進するための啓発活動、認知症に関連する各種制度情報の提供など、対応体制の充実に努めます。

## (2) 認知症支援のネットワークの推進

### 【事業概要】

認知症への対応や相談が円滑に行えるように、相談窓口の周知、及び医療と福祉の連携調整の場を設け充実に図ります。また、認知症高齢者の徘徊ネットワークの実施に向けて協議を行います。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症関係機関会議開催回数	回	2	3	4

認知症関係機関会議の開催を継続し、認知症に関連する各機関の情報共有と連携体制の向上に努めます。また、地域のニーズに合わせた関連施策の実施について検討します。

## (3) 認知症家族介護者への支援

### 【事業概要】

認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めるため、認知症サポーターをはじめとした支え合いの担い手と認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげる仕組みである、チームオレンジの立ち上げを支援し、「共生」の地域づくりを推進します。

また、認知症の人を家庭で介護する家族を支援するため、地域包括支援センターでの相談を行っているほか、認知症カフェを実施し、認知症高齢者の交流及び認知症介護者同士の悩み相談の機会を設けるなど、支援を図ります。

### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ開催回数	回	60	70	70

今後も認知症カフェを継続開催し、認知症高齢者本人やご家族、また地域の方がともに集い、語り合う場として活用できるよう取り組みます。

また、認知症サポーターのさらなるステップアップを目的としたステップアップ研修を開催するなど、チームオレンジの構築に取り組みます。

## 第5節 高齢者の社会参加と生きがいづくりへの支援

### 1. 高齢者の集いの機会の拡充

#### (1) 交流機会の拡充

##### ① 世代間交流

###### 【事業概要】

核家族化が進む中、高齢者のいない世帯が増加傾向にあり、子どもと高齢者のコミュニケーションの場が少なくなっています。

そのような中で、地域に暮らす高齢者の豊かな経験を生かし、子どもとふれあうことは、高齢者の生きがいとなるほか、子育て支援にもつながります。

このため、保育所での地域活動事業や幼稚園、小学校等での世代間交流等、子どもと高齢者の交流機会の充実を推進します。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域高齢者、見守り協力員、保育園園児交流会実施回数	回	1	1	1
運動会、文化祭開催回数	回	1	1	1

子どもとの交流イベントのみでなく、地域の見守り活動やボランティア活動の推進をしていく中で、定期的な交流を持てる事業・取組を実施していきます。

##### ② ふれあいいいききサロン

###### 【事業概要】

社会福祉協議会の地域福祉活動事業で実施している「ふれあいいいききサロン」への協力と支援を行い、高齢者の集いの場の確保、拡充に努めています。また、サロンの地域ボランティアについて、民生委員への参加協力依頼や広報誌等でのサロンボランティアの募集など、人材の確保にも活用しています。

###### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいきふれあいサロン実施箇所数	か所	23	23	23

現在、サロンにおいてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）による見守り活動のための懇談会を順次開催しており、引き続き、地域の高齢者同士の交流の中で、地域における見守りの必要性や「気づき」についての理解を深めていただけるよう、「生きがいづくり・交流・見守り」とセットで取り組みます。

## (2) 老人クラブの活動支援

### 【事業概要】

老人クラブの活動は、生きがいつくりのほか、地域の福祉力向上を図る上でも大切な資源となります。このため、高齢者の生きがいつくり、社会参加、閉じこもり予防、地域見守りなど、様々な役割を担っている老人クラブに対する活動支援を行います。

### 【今後の方向性】

今後も、地域の福祉力向上、生きがいつくり、社会参加、閉じこもり予防、地域見守りなど、様々な役割を担っている老人クラブの活動支援を図ります。

また、総合事業においては、地域支え合いによる高齢者支援も必要であることから、老人クラブの友愛ふれあい訪問等と連携し、介護予防のための取組を進めます。

## (3) 敬老の日事業

### 【事業概要】

70歳以上の方へ祝い金を、新88歳、新100歳の方へ記念品の贈呈を行います。

### 【今後の方向性】

高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会の開催や、祝い金、記念品の贈呈を今後も実施します。また、敬老会については、開催内容を検討するなど、参加促進を図ります。

## 2. スポーツ活動、文化活動、生涯学習活動の推進

### (1) 長寿大学の実施

#### 【事業概要】

三味線や踊り、書道、大正琴等の各種講座を「宮古島市長寿大学」にて実施しています。

#### 【今後の方向性】

事業量の見込み	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿大学受講者数	人 (延べ)	2,800	2,800	2,800

新たな各種講座を展開するなど内容の充実に努めるほか、高齢者の参加促進を図ります。

## (2) 生涯学習の機会の充実

### 【事業概要】

近年、高齢者を含め、市民の学習意欲が高まり、個人や団体及び各種サークル等、各地域で自主的な学習活動が行われています。市民の自発的な活動に応えるため、社会教育施設と設備を充実させるとともに、各種講座の開催、指導者育成の研修会、生涯学習フェスティバル等の開催による高齢者をはじめとした市民の学習機会や発表の場を提供しています。

「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる生涯学習を推進するため、学習機会の拡充と各種講座などの学習情報の周知を図っています。また、生涯学習フェスティバルの開催や、学習成果発表の場の提供に努めています。

### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。

## (3) 生涯スポーツの充実

### 【事業概要】

高齢者となっても気軽にスポーツ活動を楽しむことで、生きがいがづくりになると同時に、健康の保持増進・体力の維持なども図られます。また、若い頃からスポーツを継続することは、高齢期の健康な体づくりにもつながるものです。

本市では、市民の体力向上と健康増進を図るため、各種スポーツイベントやスポーツ教室などが開催されており、高齢者の参加も多くなっています。また、老人クラブではゲートボールを中心とした活動が行われています。

### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。高齢者を含めた市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、各種スポーツ活動の活性化を図ります。また、高齢者も楽しめる軽スポーツの普及発展に努めるほか、スポーツ指導者及びスポーツサークルの育成強化を図ります。

## (4) 文化活動の充実

### 【事業概要】

手話・三味線・ヨガ・合唱等のサークル活動の充実を図ります。また、ニーズに対応した講座等の実施、指導する人材(講師)の確保や育成に努めています。

### 【今後の方向性】

市広報紙や社協だより等を活用し、文化活動等への参加促進を図ります。

### 3. 高齢者の就労支援

#### (1) 就労（シルバー人材センター）の支援

##### 【事業概要】

シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出します。

##### 【今後の方向性】

高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めるなど、会員数と就業機会の拡大を図ります。

公共事業についても、シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出します。また、新しい就業分野の開拓を検討し、事業の拡大を図ります。

## 第6節 安心して暮らせる生活環境の整備

### 1. 多様な住まいの確保

#### (1) 高齢者の住宅対策の推進

##### 【事業概要】

高齢者等が住み慣れた家で安心して暮らせるよう、リフォームによる住宅のバリアフリー化を支援します。

##### 【今後の方向性】

地域による安否確認や専門家による生活相談サービス、高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、高齢者向け民間賃貸住宅の普及・啓発に努めます。また、公営住宅の建て替えの際には、福祉支援施設の併設による「支え合いネットワーク拠点施設」づくりを検討します。

### 2. 防犯対策の推進と交通安全対策

#### (1) 防犯のための運動の推進

##### 【事業概要】

県民総ぐるみのちゅらさん運動(県の「ちゅらうちな一安全なまちづくり条例」より)や自主防犯ボランティア団体の活動などの展開により、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や犯罪防止の意識向上について促進を図ります。

##### 【今後の方向性】

犯罪のない安全で安心できる島づくりの推進に向けて、これまでと同様に自主防犯ボランティア団体と連携したパトロールやチラシ配布を行い、地域が一体となった取組を進めます。

#### (2) 防犯施設の整備

##### 【事業概要】

侵入盗やひったくりなどの犯罪を防止するため、各家庭の門灯や玄関灯を点灯し、地域を明るくする「一戸一灯運動」を推進しています。

##### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。また、小学生が地域を歩いて危険箇所等を点検して作成する「地域防犯マップ」の活用を図り、マップの地域住民への周知・広報、インターネットへの公開などを検討します。

### (3) 高齢者があう危険性の高い犯罪への対策

#### 【事業概要】

振り込め詐欺や架空請求などの犯罪も市内で発生するようになってきました。このような犯罪は高齢者が被害にあう危険性が高く、広報誌、のぼり、ポスター等を活用し、振り込め詐欺などへの対応策の周知に努めるほか、金融機関との連携を強化し、高齢者が被害にあわないよう配慮します。

#### 【今後の方向性】

今後も事業を継続します。

### (4) 交通安全の推進

#### 【事業概要】

飲酒運転撲滅に向け、交通安全、安全運転について周知・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、「交通事故ゼロ」に向け継続的な交通安全運動を展開する必要があります。

#### 【今後の方向性】

子どもや高齢者に見合ったきめ細かな交通安全教育を実施するとともに、交通安全運動を推進します。また、信号機、道路反射鏡、防護柵の整備を充実するとともにシルバーゾーン広報板、点字ブロックの設置、道路段差の解消など、人に優しい道路環境の確保に努めます。

### (5) 交通安全施設の整備

#### 【事業概要】

地域の道路について、交通事故防止を図るため、カーブミラーや道路照明、ガードレール等の交通安全施設の老朽化や破損等について調査を行い、その結果に基づいて整備を行います。

#### 【今後の方向性】

今後も事業を継続し、高齢者をはじめとした地域住民の交通安全の確保のために、警察との連携により、市民に対する交通ルール、マナーの向上に向けた交通教育の実施に努めます。

### 3. 防災対策の推進と高齢者の安全確保

#### (1) 防災対策の推進と高齢者の安全確保

##### 【事業概要】

市の防災計画に基づき、災害時の市民の安全確保、避難訓練、防災無線等による災害時の情報発信など、行政としての取組を推進します。また、「避難行動要支援者避難支援計画」をもとに、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者の把握(名簿作成)を行うとともに、災害時には指定された福祉避難所へ支援者が避難させるシステムの構築を目指します。

##### 【今後の方向性】

宮古島市防災マップを活用するとともに、自主防災組織を整備し、防災訓練を行うなど、今後も地域防災の育成・強化に努めます。

### 4. 感染症対策の実施

#### (1) 感染症対策に係る体制の整備

##### 【事業概要】

感染症対策について、現状、各事業所における対策が適切に実施されるよう、集団指導等を通じて適宜最新情報を提供するとともに、介護事業所等における対策を促します。

##### 【今後の方向性】

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の流行を踏まえ、新たな生活様式の定着に取り組むとともに、市民の健康・生活を守るため、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」に基づく感染症対策を推進します。また、各事業所における対策が適切に実施されるよう、集団指導等を通じて、適宜最新情報を提供するとともに、事業所における対策を促しています。

#### (2) 介護事業所等に対する周知啓発

##### 【事業概要】

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大の防止、感染症発生時に備えた平時からの準備等について周知啓発を行います。

##### 【今後の方向性】

集団指導・実地指導等により、事業者が講じるべき災害・感染症対策等について、適宜情報を提供するとともに、具体的な対策の状況等を確認します。また、必要に応じて指導・助言・支援をすることで、事業所における対策を推進します。



## 5. 総合的な福祉のまちづくりの推進

### (1) 道路環境の整備推進

#### 【事業概要】

道路については、安全で快適な歩行空間を確保するために、「沖縄福祉のまちづくり条例」に基づき、歩道幅員の確保や段差及び勾配等の改善などバリアフリー化を進めます。

#### 【今後の方向性】

今後も事業を継続し、都市部においては、コミュニティ道路の形成や街路樹等による道路緑化等、にぎわいや潤いのある道路空間の確保に努めます。また、農村部については、関係課や農家等との連携を図り、作物(サトウキビ等)の倒れ込み等による道路の遮蔽への対応を検討し、歩行者や車両の安全に努めます。

### (2) 総合的な福祉のまちづくりの推進

#### 【事業概要】

沖縄県では、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、人にやさしい福祉のまちづくりを推進しています。本市では県のまちづくり条例に基づくとともに、「宮古島市バリアフリー基本構想」により、宮古島市全体のバリアフリー化を目指して取り組んでいます。また、公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物についても、高齢者や障がい者でも円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促します。

#### 【今後の方向性】

市の公園や海浜については、バリアフリーを推進し、高齢者や障がい者にやさしいつくりとすることを推進するほか、全ての住民が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園及び海浜の整備に努め、地域住民及び旅行者の憩いの場となるように進めていきます。